

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

■令和4年度の後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日です

現在の「後期高齢者医療被保険者証」（薄青色）の有効期限は7月31日（月）です。8月1日（火）から使用できる新しい被保険者証（クリーム色）を、7月中に簡易書留にて郵送します。現在の被保険者証は、8月1日（火）以降に処分するか、町民生活課まで返却してください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」も、7月31日（月）に有効期限を迎えます。8月1日（火）以降も引き続き該当する人には、被保険者証と併せてお送りします。

■令和5年度の保険料が決定

令和5年度の保険料は、前年の所得を基に、4月1日時点の世帯構成により決定されます。

均等割額（5万4000円）と所得割額（基礎控除後の所得額の10・26パーセント）を合計した金額で、年額66万円が上限額です。

■保険料の軽減について

所得の低い人については、保険料の均等割額が軽減される場合があります。

均等割額の軽減については、世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合計額で計算します。

また、後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など（国民健康保険・国民健康保険組合は除く）の被扶養者だった人は、資格取得後2年間は均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません。

■保険料決定通知書の送付について

保険料の徴収は、7月から始まりです。7月中旬に、被保険者の皆さんに「令和5年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。

■口座振替で簡単に納付しませんか

口座振替にすることで、納付書を持参して金融機関に出向く手間が省けます。納め忘れもなくなりますので是非ご利用ください。申込書は、金融機関に設置しております。

詳細は町公式ウェブサイトをご覧ください▼



【お問い合わせ先】

町民生活課

☎096・234・1113

（内線107）

歯と口の健康状態をチェック！

歯科口腔健診で歯と口の健康を保ちましょう

身体の健康と同様に、口の中の健康を保つことはとても大切です。口の健康が保たれていないと、虫歯や歯周病にかかるだけでなく、口腔機能が低下して糖尿病や心臓病など全身の病気にかかりやすくなり、要介護状態になってしまう恐れがあります。毎年1回の「歯科口腔（こうくう）健診」で、歯と口の健康を保ちましょう。

●対象者

後期高齢者医療制度の加入者

※老人ホームの入所者や6カ月以上病院に入院している人、同様の事業で歯科健診を受診した人は対象外。

●実施期間

8月1日（火）～12月31日（日）※歯科医院の休診日は除く

●受診料

400円（自己負担額）

●検査項目

問診、歯・入れ歯の状況、かみ合わせ、口腔内の状況、飲み込む機能など

●受診方法

対象者には7月中に案内文と受診券を配布します。受診方法は案内文をご覧ください。

【お問い合わせ先】

町民生活課 ☎096-234-1113（内線107）

令和4年度の国民健康保険被保険証の有効期限は7月31日(月)です

現在お持ちの国民健康保険被保険者証(青緑色)の有効期限は7月31日(月)です(短期証を除きます)。

8月1日(火)からの国民健康保険被保険者証(桃色)は、7月中旬頃世帯主あてに簡易書留郵便にて順次送付します。

■新しい国民健康保険被保険者証の確認をお願いします

新しい保険証は、受け取り後、記載内容に間違いがないか確認をお願いします。内容に誤りがあった場合は、町住民生活課までご連絡ください。

古い被保険者証は有効期限(7月31日)を過ぎたら、ご自身で裁断するなどして破棄してください。受け取った被保険者証は、次の更新日まで大切に使用してください。

■医療費が高額になるときは限度額認定証のご利用を

国民健康保険には、医療機関などの窓口での支払いが高額となった場合、後から町へ申請することによって自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

医療費が高額になるときは、「限度額適用認定証」を利用することで窓口での支払いが限度額までになります。

国保被保険者で「認定証」の交付を希望される人はお尋ねください。自己負担限度額は、住民税の課税状況などによって異なります。また、国民健康保険税の滞納があると、「認定証」を交付できない場合があります。

●申請に必要なもの

国民健康保険被保険者証、マイナンバー(個人番号)が分かるもの

■令和5年度の認定証交付申請は8月1日(火)から受付

ご利用中の「認定証」の有効期限は7月31日(月)です。8月以降は令和5年度の住民税課税状況などより改めて区分判定します。

新しい認定証交付申請は8月1日(火)から受け付けます。町住民生活課窓口までお越しください。

【お問い合わせ先】

町住民生活課

☎096・234・1113

(内線108)

納付免除・納付猶予制度をご存じですか

●国民年金保険料の納付が困難な場合は手続きを

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」となる制度があります。保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)や、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生した場合に、障害年金や遺族年金を受けとれない場合があります。

①免除(全額・一部免除)申請

本人・配偶者・世帯主各々の前年所得(過去年度分については、その前年所得)が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請により全額または一部免除となる場合があります。

※一部免除の場合、納付すべき保険料を納付しないと免除が無効になります。

②納付猶予申請

5歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、納付が猶予されます。

●免除期間

今年度の免除申請は、令和4年7月分から令和5年6月分までが対象です。また、対象期間以前の保険料免除も、申請日から2年1カ月前まで遡ることが可能です。

●申請に必要なもの

基礎年金番号通知書または年金手帳 ※失業による申請の場合、離職票または雇用保険受給資格者証

【お問い合わせ先】

熊本東年金事務所 ☎096-367-8144 町住民生活課 ☎096-234-1113

くらしの情報

LOCAL NEWS &
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は各問い合わせ先にご確認ください

お知らせ

7月23日(日)あゆまつり開催

甲佐の夏の風物詩「あゆまつり」が今年も開催されます。

※最新情報は、町公式ウェブサイトをご覧ください。



お問い合わせ先

町企画課

☎096・234・1154

(内線237)

重度心身障がい者医療費助成について

重度心身障がい者医療費助成とは、重度心身障がい者(児)が、健康保険により医療を受けた場合には、そ

お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場
096-234-1111 (代表)
- ❖ 甲佐町保健福祉センター
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会
(町生涯学習センター)
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター
096-234-0755
- ❖ 町民センター
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家
(社)甲佐町社会福祉協議会
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合
(クリーンセンター)
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署
096-282-1955
- ❖ 御船警察署
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局
096-282-2111 (代表)
- ❖ 県御船保健所
096-282-0016
- ❖ 県庁
096-383-1111 (代表)

の一部負担金を助成する制度です。

令和5年6月の条例改正に伴い、改正前はこの制度と併用できる公費負担医療費が限定されていましたが、令和5年4月診療分から重度心身障がい者医療費助成が、すべての公費負担医療費との併用が可能となりました。

(例) 指定難病医療など

※詳しくは町公式ウェブサイトをご覧ください。



お問い合わせ先

町福祉課

☎096・234・1114

(内線144)

防災行政無線戸別受信機を設置しませんか

町では、災害などの情報を住民に

お知らせするため、防災行政無線戸別受信機の設置をすすめています。

戸別受信機を設置していない家庭においては、設置を検討ください。また、すでに設置されている家庭においては、音が途切れるなどの不具合の確認をお願いします。

※停電時でも受信できるよう、乾電池の定期的な交換をお願いします。

お問い合わせ先

町くらし安全推進室

☎096・234・1167

(内線241)

町の防災情報をお届けします

町では、住民の皆さんの携帯電話のメール・アプリ機能を活用して、安心して暮らすための防災・防犯などの安全安心情報、くらしに役立つ生活情報、観光イベント情報などを迅速、正確にお知らせするメールア

プリシステム「こうさ情報たしかめーる」を導入しています。

※詳しくは町公式ウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせ先

町くらし安全推進室

☎096・234・1167

(内線241)

踏み間違い防止装置とドラレコの設置費用の補助を行っています

県では、踏み間違い防止装置とドラレコの購入・設置費用を補助を行っています。

65歳以上の運転者を対象に、踏み間違い防止装置(最大2万円)とドライブレコーダー(最大1万円)の購入・設置費用の補助を行っています。



令和6年2月29日までに協力店舗で購入・設置が完了したものが対象です。詳しくは県ホームページをご覧ください。

▼お問い合わせ先

県くらしの安全推進課

☎096・333・2293

ミツバチに対する
農薬危害防止について

これから早期水稲は出穂・開花期を迎えます。この時期の農薬散布にあたっては、ミツバチに被害を与えないよう、事前に近くの養蜂家と巣箱の位置や防除時期、場所などの情報を交換しましょう。また散布した農薬がミツバチにかからないよう、十分注意しましょう。

▼お問い合わせ先

県農業技術課

☎096・333・2381

道路に張り出している木の
伐採にご協力を！

道路や歩道への枝の張り出しや倒木により、歩行者や自動車等に損害が発生した場合、樹木所有者の管理責任を問われることがあります。

道路沿いで樹木を所有されている人は点検を実施していただき、危険な場合は伐採するなどの措置をお願いします。

います。

▼お問い合わせ先

県道路保全課

☎096・333・2495

ペットのための災害時への
備えをしておきましょう

災害時にペットを守るのには飼い主だけです。災害が起きてからではなく、日頃から備えをしておきましょう。

介護保険負担限度額認定証の更新についてのお知らせ

町福祉課では、住民税非課税世帯の介護サービス利用者、介護保険施設や短期入所サービスを利用する場合の食費、部屋代の負担が軽減される「介護保険負担限度額認定証」を申請に基づき交付しています。

現在お使いの認定証は7月31日(月)で有効期間が切れますので、継続して利用される場合は更新が必要です。

●交付要件

- ①住民税非課税世帯であること
 - ②配偶者に住民税が課税されていないこと
 - ③預貯金などの額が一定額以下であること
- ※非課税年金(遺族年金と障害年金)収入も含めて判定。

●申請受付開始日

6月12日(月)

※継続して利用されている人は、申請月の初日までしか適用がさかのぼりませんので、お早めに申請ください。

【お問い合わせ先】

町福祉課

☎096-234-1114 (内線142)

詳細はこちらをご覧ください▶



日常的に「むやみに吠えない」「ケージに入る」などのしつけをし、避難所へ避難した際、周囲の生活環境への配慮に繋がります。また、迷子になった時のために「迷子札」を必ず装着し、ノミ・ダニの駆除など健康管理をこまめに行うことも大切です。

▼お問い合わせ先

御船保健所

☎096・282・0016

traffic safety

事件・事故件数

種別	発生件数	
	5月	年累計
人身事故	2	7
物損事故	15	82
盗難など	0	3

5月31日現在

fire prevention

出動火災件数

種別	発生件数	前年比較
家屋	3	(1)
原野	10	(2)
その他	12	(2)
合計件数	25	(5)

6月15日現在 (カッコ内は前年比較)

tax

町税などの滞納処分(5月分)

種別	件数・金額など
捜索	0件
差し押さえ件数	0件
公売回数	0回
公売件数	0件
滞納処分関連収入	4,630円

お知らせ

環境影響評価方法書の 縦覧などについて

上益城郡御船町上野地内において計画されているエネルギー回収施設等設置事業において、熊本県環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書の縦覧と説明会が事業者により実施されます。

方法書について意見がある場合は、意見を書面により事業者に提出することができます。

※方法書の縦覧や説明会の場所、日程などの詳細は町公式ウェブサイトをご覧ください。

▼お問い合わせ先

町環境衛生課

☎096・234・1169



募集

消防職員を募集しています

上益城消防組合では、消防職員採用試験を次のとおり行います。

▼受験資格

平成11年4月2日～平成18年4月

1日までに生まれた人

▼一次試験日程

9月17日(日)

▼試験地

県立御船高等学校

▼申込受付期間

7月24日(月)～8月10日(木)

※受付は午前8時30分～午後5時で土日祝日は除きます。

▼受験願書請求先

上益城消防署・山都消防署

▼申し込み・お問い合わせ先

上益城消防組合消防本部総務課

☎096・282・1959

各種自衛官を募集しています

自衛隊熊本地方協力本部では、各種自衛官を募集しています。

▼募集項目および資格

●航空学生(海上自衛隊)

18歳以上23歳未満の者

●航空学生(航空自衛隊)

18歳以上21歳未満の者

※いずれも高卒者または高専3年次修了者(見込)

●一般曹候補生・自衛官候補生

18歳以上33歳未満の者

▼受験申込受付期限

航空学生 9月7日(木)

一般曹候補生 9月5日(火)

【鳥獣被害】甲佐町有害鳥獣駆除隊の後継者育成を支援

■鳥獣被害を防ぐ担い手の育成を支援

町では、鳥獣被害対策の一環として、甲佐町有害鳥獣駆除隊へ駆除を委託しています。

同隊は、熊本県猟友会甲佐支部の有志28人で構成され、法律に基づく町の許可を受けて駆除を実施。町が有害鳥獣に指定するイノシシやニホンジカなどを対象に猟銃やわなを使った捕獲を行っています。

町では、イノシシなどによる農作物への被害防止につながる同隊の担い手を育成するため、ライフル銃や散弾銃といった猟銃の使用に必要な「第一種銃猟免許」やくくりわななどの使用に必要な「わな猟免許」の取得に要する経費の一部補助をおこなっており、イノシシなどによる農作物への被害防止に努めています。

本町の安全なくらしを守ることにつながる狩猟免許の取得に、挑戦してみませんか。



▲地域の暮らしを守る甲佐町有害鳥獣駆除隊に参加してみませんか。

【お問い合わせ先】

町農政課

☎096-234-1176 (内線157)

※自衛官候補生は年間を通して受け付けます。

▼お問い合わせ先

自衛隊熊本地方協力本部宇城募集案内所
 ☎0964・23・2047

障がいのある人の職業訓練生を募集します

熊本県立高等技術専門校では、障がいのある人を対象とした職業訓練の受講生を募集しています。詳しくは熊本県立高等技術専門校にお問い合わせください。

▼募集期限

7月31日(月)

▼受講対象

身体(聴覚・上肢・下肢・内部)、精神、発達、難病、高次脳機能の障がいのある人

▼内容

就職に必要なパソコン(ワード・エクセルなど)の技術全般、事務職の知識全般を習得します。

▼訓練期間

9月1日(金)～11月30日(木)

▼経費

テキスト代9020円(税込み)

※受講料は無料

▼訓練場所

システムランド熊本校

(熊本市中央区紺屋今町1・5)

▼申し込み・問い合わせ先

熊本県立高等技術専門校
 ・ハローワーク上益城
 ☎096・297・9915
 ☎096・282・0077

くらし安全

みんなので 防犯夏場に増えやすい犯罪

皆さんは、夏場に増えやすい犯罪を知っていますか。

この時期は、自転車盗、色情ねらい(ブランドなどに干してある下着を盗む犯罪)などが例年増加します。また、夏休みを利用した旅行などのため長期不在宅や深夜外出などが増えることから、空き巣や車上ねらい、強制わいせつなどの被害が増加することも考えられます。

●防犯対策で被害の未然防止

- ・鍵掛けの徹底
- ・自宅や車両に貴重品などを放置しない
- ・下着などは外から見えないところに干さない
- ・夜間は明るく人通りの多い道を通る

▼お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会
 ☎096・282・1110

「甲佐×美里」情報定期便 美里町からのお知らせ

ジョブカフェ・宇城ランチ主催

無料の就労出前相談

美里町役場では、6月から令和6年3月までの間、無料の就労出前相談を毎月開催しています。離職や転職、仕事と子育てや介護との両立など、状況に応じた相談を受け付けます。履歴書の書き方や面接練習なども行っていますので、お気軽にご相談ください。

※相談は事前予約制です。

場所	開催日	時間
美里町役場 砥用庁舎	毎月第1水曜日 1月は1月5日(金)	午後1時30分～4時
美里町役場 中央庁舎	毎月第2水曜日	

詳細は予約の際にお尋ねください。

【予約・お問い合わせ先】

ジョブカフェ・宇城ランチ ☎0964-32-1529
 受付時間：平日 午前10時～午後5時

「甲佐×美里」情報定期便 美里町からのお知らせ

4年ぶり開催!

旧中央地区 ふるさと祭り 旧砥用地区 やまびこ祭り

美里町旧中央地区の「ふるさと祭り」、旧砥用地区の「やまびこ祭り」が、4年ぶりに開催されます!

ふるさと祭り

- 期日 7月22日(土)
午後5時45分 開会式
- 会場 美里町町営球技場
(美里町馬場537番地)

やまびこ祭り

- 日時 8月19日(土)
午後5時 開会式
- 会場 美里ドーム
(美里町永富1517番地)



▲やまびこ祭りでは花火も上がります!

【お問い合わせ先】

美里町役場 美しい里創生課 観光商工係
 ☎0964-47-1111